

70歳以上75歳未満の方へ

お医者さんにかかるときの自己負担割合が 1割に据え置かれます

制度改正により平成24年4月から70歳以上75歳未満の方のうち、自己負担割合が1割の方については、お医者さんにかかったときの自己負担が2割に引き上げられる予定でしたが、引き続きこの改正の実施が凍結され、平成25年3月まで1割に据え置かれます。その分の財源は国が負担します。

現在お持ちの高齢受給者証の一部負担金の割合が、「2割（平成24年3月31日まで1割）」となっている方につきましては、4月から使用する新しい高齢受給者証を3月下旬に郵送によりお届けします。

平成24年3月31日まで	平成25年3月31日まで
1割（現役並み所得者は3割）	1割（現役並み所得者は3割）
平成24年4月1日から	平成25年4月1日から（予定）
2割（現役並み所得者は3割）	2割（現役並み所得者は3割）

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がいがあると認定された方は除きます。
※前年の所得をもとに現役並み所得者と判定された場合は、8月から自己負担が3割となります。

医療費などが高額になったときの自己負担限度額も据え置かれます

平成24年4月から、所得区分が一般（自己負担割合が1割で住民税課税世帯）の方は、1ヵ月の医療費が高額になったときの自己負担限度額も引き上げられる予定でしたが、自己負担割合の据え置きに伴い、自己負担限度額も据え置かれます。

■自己負担限度額(月額)

平成24年3月31日まで		
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
平成24年4月1日から		
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	24,600円	62,100円 (4回目以降44,400円)

■自己負担限度額(月額)

平成25年3月31日まで		
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
平成25年4月1日から（予定）		
区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	24,600円	62,100円 (4回目以降44,400円)

※過去12ヵ月間に世帯単位の自己負担額を超えた高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

お問い合わせは 京極町役場住民福祉課保険医療係 ☎42-2111（内線32）まで

後期高齢者医療制度のお知らせ

■運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様の代表として、制度の運営に関する重要事項をご審議していただく運営協議会委員を募集しています。

- 【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）
- 【応募人数】 5名
- 【任期】 平成24年7月から2年間（開催は年3～4回を予定しています）
- 【応募方法】 北海道後期高齢者医療広域連合及び市町村窓口にある応募要領を参照してください
- 【応募締切】 平成24年4月27日（金）
- 【選考】 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します
- 【報酬など】 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011-290-5601

京極町役場住民福祉課保険医療係
☎42-2111（内線33）

健康保険制度のお知らせ

高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日より、高額な外来医療を受けたとき、「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「高齢受給者証」を医療機関の窓口に表示することにより、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来医療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関等の窓口限度額適用認定証等を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱を受けることができるようになります。

限度額適用認定証等は、事前に申請し、交付を受ける必要があります。

申請方法、自己負担限度額など、詳しくは国保担当係までご相談ください。

※なお、社会保険等に参加の方は、勤務先または各保険者にお問い合わせください。

【申請場所・お問い合わせ】 京極町役場住民福祉課保険医療係 ☎42-2111（内線32）